

事業認定等に関する適期申請ルール

1 本県の現状について

本県では、平成17年度に「事業認定等に関する適期申請等取扱要領」を制定し「県土整備部事業認定等適期申請判定会」等の設置を行い、土地収用制度活用に向けて体制の整備を図っています。

2 県土整備部事業認定等適期申請判定会について

毎年1回、県土整備部事業認定等適期申請判定会を開催し、事業認定・裁決申請手続へ移行することの適否について判定を行います。

○開催時期：

原則として毎年12月

○構成員：

県土整備部長、県土整備部副部長、審査する事業の主管課長、土地利用課長

○審査対象案件：

- (1) 用地取得率（土地所有者及び関係人数全体に対する契約済みの土地所有者及び関係人数の割合）が90%以上となった事業
- (2) 前項の基準に該当しない場合でも、現地機関事業認定等適期申請判定会において、事業の完成期限等から収用手続への移行について検討する必要があると判断された事業

3 事業認定・裁決申請手続へ移行するまでの流れ

事業開始	⇒	用地取得率が80%に達した事業	⇒	県土整備部事業認定等適期申請 現地機関判定会	⇒	県土整備部事業認定等適期申請 事前評価部会	⇒	県土整備部事業認定等適期申請 本部判定会	⇒	収用移行の判定（公表）	⇒	事業認定申請	⇒	事業認定取得	⇒	裁決申請等
							⇒		⇒	任意交渉継続の判定	⇒	翌年度の判定会で再審査				